

ふらっとみなみ 臨時休館日

ふらっとみなみ (☎ 77 - 1375)

施設の定期清掃、設備の点検などのため臨時休館します。

とき 3月16日(火)

ところ ふらっとみなみ (南部コミュニティセンター・小牧児童館)

カラスの営巣による 停電事故防止のお願い

中部電力パワーグリッド(株) 小牧営業所
(☎ 0120 - 929 - 580)

毎年この時期に、カラスがハンガーなどで作った巣が原因で停電することがあります。電柱にカラスの巣を発見したら上記の連絡窓口までご連絡ください。



小牧市ふるさとハローワークが 小牧市就労支援センターとして 生まれ変わります!

小牧市就労支援センター
(小牧市ふるさとハローワーク)
(☎ 73 - 8609)

4月1日(休)から市役所内に「小牧市就労支援センター」を新たに開設します。

これに伴い、小牧駅ビル1階の「小牧市ふるさとハローワーク」は3月26日(金)をもって業務を終了します。

■ 小牧市就労支援センター

- ▶ 場所 市役所東庁舎1階南側
 - ▶ 受付時間 月～金曜日 (祝祭日および年末年始を除く)
午前9時30分から午後5時まで
 - ▶ 業務内容
 - ① 求人検索機による求人情報の提供
 - ② 相談員による職業相談・紹介
検索機3台、相談員2名配置
- ※ 職業相談・職業紹介以外 (雇用保険手続き、職業訓練の相談、求人手続きなど) については対応できませんので、ハローワーク春日井をご利用ください。

市からの お知らせ

中皮腫や肺がんなど、石綿による 疾病の補償・救済

愛知労働局労働基準部労災補償課
(☎ 052 - 855 - 2147)
名古屋北労働基準監督署 (☎ 052 - 961 - 8655)

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。中皮腫などでお亡くなりになられた方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、支給対象となる可能性がありますので、ご相談ください。

小型無人機等 (ドローン等) を 使用する方へ

航空自衛隊小牧基地 防衛部
(☎ 76 - 2191)

令和2年12月に、小牧基地が小型無人機等飛行禁止法に基づく対象施設に指定され、小牧基地およびその周辺地域 (周囲約300m) の上空における小型無人機等 (ドローン等) の飛行が原則禁止となりました。

指定区域内の上空で小型無人機等を使用する場合は、小牧基地防衛部あてに事前の届け出が必要となります。

違反した場合は、警察官等による安全確保措置、罰則の適用等が行われる場合がありますので、十分ご注意ください。

▶ 法律の概要、
手続きの方法等の詳細
(防衛省ホームページ)



▶ 小牧基地周辺の指定区域
(防衛省ホームページ)



市税等の納期限 のお知らせ

収税課 (☎ 76 - 1117)

- 国民健康保険税 (第 10 期)
- 普通徴収介護保険料 (第 9 期)
- 普通徴収後期高齢者医療保険料 (第 8 期)

納期限 3月31日(水)

市税等の納付には、簡単な手続きで納め忘れのない「口座振替」をご利用ください。

「口座振替」を利用すると、指定した金融機関の預貯金口座から、納期限の日自動的に引き落として納付していただけます。

※ 口座振替をご利用の方は、口座の残高をご確認ください。
スマートフォンアプリ「PayB」でも市税等の納付ができます。
くわしくは PayB ホームページ (<https://payb.jp/>) からご確認ください。

■ 納付相談

とき 3月14日(日)、28日(日)
午前8時30分～午後5時15分

ところ 本庁舎2階

■ 休日の納付窓口

平日の昼は忙しくて、税金の支払いができない場合は、毎週日曜日に休日開庁をしていますので、ご利用ください。

とき 毎週日曜日 (年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

ところ 本庁舎1階

引っ越しの際は住所の 異動手続きを忘れずに!

市民窓口課 (☎ 76 - 1122)

住所の異動届 (転出届・転入届・転居届など) は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

▶ 転出する方 転出前に転出届を提出してください。
※転出届は、新型コロナウイルスによる影響等のやむを得ない事情がある場合、郵送による提出または電子申請による提出ができます。

▶ 転入した方 転入した日から14日以内に転入届を提出してください。

▶ 市内転居 転居した日から14日以内に転居届を提出してください。

マイナンバーカードの住所変更も忘れずに!

小牧市児童虐待対策基本計画(案) パブリックコメント実施結果

子育て世代包括支援センター (☎ 71 - 8613)

■ 実施結果

意見提出:人数1人、意見1件
うち意見として取り扱う人数および意見:1人、1件

■ 閲覧期間

3月1日(月)～5月31日(月)
ただし、市ホームページは令和4年3月31日(木)まで閲覧可能

■ 閲覧場所

市ホームページ、子育て世代包括支援センター(ラピオ3階)、情報公開コーナー(本庁舎1階)、東部・味岡・北里の各市民センター、各児童館
※閉庁日・閉所日は市ホームページのみの閲覧となります。

自治基本川柳審査結果発表

支え合い協働推進課 (☎ 76 - 1629)

平成27年4月1日に施行されたまちづくりのルールである自治基本条例の周知啓発のため、自治基本条例をテーマにした川柳を令和2年11月1日から12月25日まで募集したところ、**20人、47句**の応募がありました。最優秀作品1句、優秀作品2句を選出しましたので公表いたします。

たくさんのご応募をいただきありがとうございました。

■ 最優秀賞

「住むまちで つながる喜び 地域力」
堀 侑美 さん

■ 優秀賞

「届けよう 市民の声と アクションを」
市川 真由子 さん
「コロナ禍を 皆で協力 守る自治」
田中 芳江さん

不動産鑑定士による 不動産の無料相談会

公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
(予約先 ☎ 052 - 241 - 6636)

土地価格・地代・家賃・借地権・相続時の土地の分割・不動産の有効利用等、不動産鑑定士がご相談に応じます。

とき 4月5日(月)午前10時～午後4時

ところ 市役所本庁舎2階相談室2・3

予約先 公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
(平日 午前9時～午後5時)

※予約が必要となります。当日の空き状況については予約先にご確認ください。



～申請期間間近です～新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料、国民健康保険税の減免

介護保険課 (☎ 76 - 1197)

■ 介護保険料

▶ **対象** ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者(以下「生計維持者」)が死亡、または重篤な傷病を負った方 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の(1)および(2)の両方に該当する方

(1) 生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の3/10以上であること。

(2) 生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

▶ **減免額** 生計維持者の前年の合計所得金額等により減免割合が異なります。

▶ **申請期限** 3月31日(水)

※審査に時間がかかりますので、お早めに申請してください。

▶ **減免対象期間** 令和2年2月1日～令和3年3月31日が納期限の平成31年度分および令和2年度分保険料

▶ **申請方法** 下記必要書類を添えて、郵送または直接介護保険課へ

- ・ 介護保険料減免申請書(介護保険課に電話で請求または申請時に窓口にて用意)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の状況報告書(介護保険課に電話で請求または申請時に窓口にて用意)
- ・ 対象となることを証明する書類(医師による診断書、帳簿、給料明細や源泉徴収票の写し等)

保険医療課 (☎ 76 - 1123)

■ 国民健康保険税

▶ **対象となる世帯** ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者(以下「世帯主等」)が死亡、または重篤な傷病を負った世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主等の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の(1)から(3)の全てに該当する世帯

(1) 世帯主等の2020年の事業収入等のいずれかの減少額が2019年の当該事業収入等の額の3/10以上であること。

(2) 世帯主等の2019年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

(3) 世帯主等の(1)の事業収入等に係る所得以外の2019年の所得の合計額が400万円以下であること。

▶ **減免額** 世帯主等の2019年の合計所得金額等により減免割合が異なります。

▶ **申請期限** 3月31日(水)

▶ **申請方法** 下記必要書類を添えて、郵送または保険医療課、各支所窓口へ

- ・ 減免申請書(保険医療課に電話で請求または市ホームページおよび保険医療課・各支所窓口にて用意)
- ・ 対象となることを証明する書類(医師による診断書、帳簿、給料明細等)

▶ **注意** すでに他の減免申請済の方も改めて申請が必要です。

上記【対象となる世帯】②の場合、年金収入のみの方は対象外です。また、2019年の事業収入等に係る所得が0円以下の場合は、申請いただいても減免額は0円となります。



改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

■ 改正のポイント

これまでの65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置を講ずる努力義務が新設されます。

▶ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課では、65歳超雇用

ハローワーク春日井 (☎ 81 - 5167)

推進プランナー等の派遣などにより、高年齢者の雇用に関する相談・援助を行っています。

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページもご参照ください。

